

静岡県監査委員告示第17号

平成29年6月29日付けで受け付けた静岡県職員措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査した結果を次のとおり公表する。

平成29年9月1日

静岡県監査委員 青木 清高
静岡県監査委員 城塚 浩
静岡県監査委員 吉川 雄二
静岡県監査委員 佐野 愛子

第1 請求人

静岡市葵区南安倍一丁目5番24号 桜井 建男

第2 監査の請求

1 措置請求書の受付

平成29年6月29日 静岡県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）受付

2 請求の内容

静岡県監査委員 青木清高 様
城塚 浩 様
吉川雄二 様
佐野愛子 様

静岡県職員措置請求書

I. 請求の要旨

第1 事実経過

- 請求人代理人は、静岡県監査委員と静岡市監査委員に対し、2016年12月12日、「静岡県バスケットボール協会（以下、県協会という）が1995年と1999年の女子バスケット五輪アジア大会予選で、県と市から受け取った補助金の余剰金を裏金化して、県市に補助金を返還しないのは違法不当」として県知事・市長に住民監査請求をした県民・市民の代理人弁護士である。
- いずれも2017年2月3日付で棄却されたが、いずれも当代理人が原告代理人となって3月3日住民訴訟を提起した。県は監査結果の理由の中で「なお、県協会は内部調査を継続することとしており、監査対象機関は引き続き、この内部調査の状況を見ながら、逐次任意の調査を実施することとしている」と判示していた。

3 (1) 県知事は2017年3月24日、県協会会長と理事長に対し「2016年度競技力向上対策事業費補助金事業者としての適正な事務の実施に係る勧告について(通知)」を送付した。

その文章の中で「2010年において使途不明となっている支出があるなど、不適切な事務執行の事実があることが判明しました」と指摘している。

そして、会計処理などが改善されるまで2016年度分の競技力向上対策事業費補助金の交付を留保する方針を示した。

(2) 朝日新聞2017年3月27日朝刊(静岡県内版)(甲1)報道によると、「県スポーツ局によると、県が交付した補助金の協会内での処理について県が調査したところ、2010年12月に定期預金が解約されていたが、使途が不明であることが判明したという」とある。

(3) 理事会が委嘱した東京のA弁護士を委員長とする特別調査委員会は、2017年3月14日付で調査報告書を理事会に提出し、同日記者会見をしているが、3月15日付静岡新聞朝刊(甲2)の報道によると、「2011年に基金から出金された約1千万円が使途不明になっていると指摘。『会計処理や資金管理は不十分。明確にすべき』と促した」とある。

(4) B会長側の調査では、2002年10月8日にC信用金庫静岡支店に定預金にしていた裏金22,110,158円の内、1000万円は2007年3月14日にD銀行丸子支店の普通預金口座①に移し替えられ、翌3月15日に1000万円が引出され、ATMで500万円ずつ2回に分けてJBAへ送金した。同じく裏金22,110,158円の内1000万円は、2010年12月6日に同銀行丸子支店の普通口座②に移し替えられ、2010年12月6日に1千万円が引出され使途不明となった(甲4)。

後者の1千万円が上記県の指摘する使途不明金の1千万円であり、記者会見でA弁護士が述べた使途不明金であることは間違いない。

4 2017年5月27日(土)静岡新聞(甲3)によると、「県は26日、県バスケットボール協会に対する2016年度分補助金交付の留保を解除した」「会長側と事務局側双方の主要役員が辞任し、協会の一般社団法人化に合わせて公認会計士による外部監査を導入したことなどから、適正な事務執行の体制が整ったと判断した」と報じられていた。

5 (1) 請求人代理人は上記住民訴訟を遂行する上で上記使途不明金のカネの流れ、原因の究明は重要な事実と捉えている。そこで2017年5月29日付で、静岡県文化・観光部スポーツ局スポーツ振興課に対し「公開質問状」(甲5)を送付した。

(2) 公開質問をなす理由は、県の前記3月24日付通知は公開されていたにも拘らず、前記5月26日の補助金交付の留保の解除については、県は非公開としており、偶々取材した静岡新聞のみの報道に留まっているが、実際には本件の推移に関心を持っている県民も多いため、公開質問の形式を採った。

6 2017年5月29日付「公開質問状」の内容は以下のとおりであった。

そもそも県は、県バスケットボール協会の代議員会で基金について報告が行われていな

かったことや、約1千万円の使途不明金が生じたことなどを問題視し、3月24日、同協会に対し「事務執行が不適切」として是正を勧告し、改善されるまで16年度分の競技力向上対策事業費補助金の交付を留保する方針を示していた。ところが、前記記事からは同協会の約1千万円の使途不明金に関し、どのような是正が行われたのか明らかではなく、実際には県の勧告に応じた事務執行の是正は何ら行われていないまま補助金交付の留保が解除されたのではないかと疑問を抱かざるを得ません。

そこで、前記住民監査請求の結果及び県知事による勧告を受けて、同協会の会計処理、資金管理はどのように明確になったのか、そして、基金問題、特に、約1千万円の使途不明金に具体的にいかなる改善が行われたのか、具体的な改善事項を明らかにして下さい。

上記公開質問に対する回答を書面で6月9日（金）までに送付下さい。

7 2017年6月12日、請求人代理人の元に静岡県文化・観光部より「公開質問状に対する回答について」（以下「前記回答」といいます）が郵便で届いた（甲6）。

(1) イ しかし前記回答の内容は、「①競技力向上対策事業費補助金の適正な執行が確保されることになったと判断し、平成28年度分の交付確定手続きの留保を解除した」

「国体などに出場する本件代表選手の競技力向上を図ることを目的とした競技力向上対策事業費補助金はその目的を確実に達成するよう②引き続き協会の運営を厳正に監視してまいります」とある。しかしながら、2017年4月13日のJBAの処分通知書で、B会長にはSBB A（静岡県バスケットボール協会を以下SBB Aという）が法人格取得の日から1年間、E副会長には同じく10ヶ月間各公的職務を禁止するという事実上の追放処分をなし、一方F理事長に対してはSBB Aが法人格を取得するまでの間公的職務を停止するという大甘の決定であった。

5月17日には法人成りしたので、FはJBAのみそぎは済んだことになるので、今後の去就が注目される。

法人の謄本（甲7）を提出するが、***の一人Gは旧体制下では副会長で、2016年9月16日付で会長代行副会長G名義でB会長とE副会長を除外した人事案を議題とした臨時代議員会を10月2日に強行開催しようとする招集をかけ、仮処分で差し止められた経緯があり、本来県市に返還すべき補助金が含まれている疑いがあるABC基金残高を法人財産に引き継ぐことを強く主張している人物である。このように抑々真摯に調査して補助金を県市に返還しようとする姿勢の全くない人物という外なく、法人化したSBB Aの財産に急いで当該残高を組み入れる理由は全くないのに、組入れに拘泥するのは、マネーロンダリングの意図を否定できない。

ロ B会長側が調査したところによると、2回目の大会で、理事長側がD銀行草薙支店に「静岡県バスケットボール協会代表H」名義の不正口座を作って企業・団体からの賛助金を入金させた3326万0572円が使途不明となっているとのことである。B会長

側は、調査によってB会長が知らなかった 18 口座を押さえ、カネの流れを掴んだ。しかし、3326 万余の金の受け皿口座が不明であるとのことであった。つまりは、1 回目と2回目のABC大会で裏金にしたカネは理事長が説明していた 8814 万 8303 円に留まっていたのかという根本的な疑問が生じている。

3326 万余のカネの流れの解明をせず、理事長側を行動を共にして来た人物が法人化した首脳陣で固めているのに「適正な執行体制が整った」というのは当たらない。県もマネーロンダリングに手を貸していると評せざるを得ない。

ハ 法人成りした代表理事の残りの一人である I は、旧副会長であり、序列 No. 3 の J は旧副理事長であり、No. 4 の K は旧副理事長であり、いずれも F 旧理事長と考え・行動を共にする人物である。

いずれにしても、B 旧会長、E 旧副会長を追放しただけで、裏金作りに手を染めた旧理事長側の幹部が法人化後の首脳を固めたものであって、適正な執行体制は確保されたとは云えない。

更に県は、②「引き続き協会の運営を厳正に監視してまいります」とあるが、後述のとおり ABC 基金の法人財産組入れを阻止しようとする姿勢は窺えない。

このように県の姿勢は、JBA・SBBA の意向に沿って ABC 基金の補助金疑惑解明に蓋をせんとするものであって納税者は許容できない。

(2) さらに、前記回答 2 頁には「日本バスケットボール協会から協会に対して、資金の形成、管理、用途などの調査が完了するまでは基金を費消しないことが 4 月 13 日に勧告されていることから、県といたしましては、調査の経過及び結果を注視してまいります」とあったが、抑々 2017 年 4 月 13 日に出されたものは、公益社団法人 JBA 会長 L から静岡県バスケットボール協会副会長 G に対してなされた処分通知のみであって、同日付の勧告書なるものは存在しない。

(3) そのため、請求人代理人は M 課長に、2017 年 6 月 13 日直接電話して確かめたところ、4 月 14 日付で JBA の裁定委員会が JBA 理事会宛に提出した「答申書」21 頁に書いてある「当委員会の要望事項」である

① JBA が協力し、この ABC 基金についての調査を可及的速やかに行う。

② JBA が指導・監督し、上記調査が終了するまでの間、ABC 基金を費消させない（対象協会が法人格を取得すると同時に現在の任意団体は解散するなどの方法により消滅すると考えられるため、ABC 基金は新法人に引き継ぐしかないと云える。）。

③ JBA は、上記調査の結果、必要があれば、新たに懲罰を検討する。

中の②の要望を「勧告」であると M 課長は言い張った。

しかしながら、JBA が協会に勧告したという事実が存しないのは明らかであるし、上記裁定委員会の要望事項を「勧告」と読みかえるのもムリである。

上記②は、不当にも ABC 基金は新法人に引き継ぐしかないと云えるという暴論を展開しているが、県は裁定委員会の引継の論理を容認しているのか現状では不明である。しかし県は

あいまいのままにして引継をなし崩しのまま容認してはならない。

(4) 日本協会（JBA）の基本規程第1章総則第2条遵守義務第6項は「加盟・登録団体および選手等は、本協会および加盟・登録団体の組織運営を含むバスケットボールに関連した紛争を通常の裁判所に提訴してはならない」と規定しており、憲法32条「何人も裁判所において裁判を受ける権利を奪われない」規定に違反していることは明白である。このような基本的人権を無視し、反憲法の横行を公言するJBA支配の県バスケットボール協会に使途不明金の解明もない段階で新たに補助金交付を決定するのは到底許容できない。

第2 県の2016年度競技力向上対策事業費補助金交付の保留の解除

- 1 静岡県は、静岡県バスケットボール協会の使途不明金を問題視し、2016年度分補助金交付の留保し、同協会に対し是正を勧告したが、実際には会計処理、資金管理の具体的な是正を確認することなく補助金交付の留保を解除したものである。
- 2 よって、県が一般社団法人静岡県バスケットボール協会に対し補助金の交付を決定したことは、違法不当な公金支出と認められるケースである。

第3 よって、一般社団法人静岡県バスケットボール協会に対する補助金の交付差止ないし支払い済みの補助金の返還請求につき必要な措置を講ずることを求める。

II. 請求者

〒420-0054 静岡市葵区南安倍1-5-24 無職 桜井 建男

請求者代理人 〒420-0862 静岡市葵区安東柳町1番地の3 弁護士 藤森 克美

以上のとおり、地方自治法242条1項の規定に基づき、別紙事実証明書を添え、必要な措置の請求をする。

2017年6月29日

- 甲1 朝日新聞2017年3月27日付朝刊（静岡県内版）の記事
- 甲2 静岡新聞2017年3月15日付朝刊の記事
- 甲3 静岡新聞2017年5月27日付の記事
- 甲4 川村会長側の調査報告書の一部
- 甲5 請求者代理人の公開質問状
- 甲6 上記公開質問状に対する回答
- 甲7 法人の謄本

(注) 措置請求書原文に即して記載したが、A～Mについては、原文では実名が記載されている。また、***については、原文では人数と職名が記載されている。

なお、措置請求書には、事実を証する書面として次の書面が添付されている（内容は省略）。

甲第1号証 2017年3月27日 朝日新聞記事の写（1枚）

- 甲第2号証 平成29年(2017年)3月15日 静岡新聞記事の写(1枚)
- 甲第3号証 平成29年(2017年)5月27日 静岡新聞記事の写(1枚) 請求書(1枚)
- 甲第4号証 フローチャートの図(1枚)
- 甲第5号証 公開質問状(3枚)
- 甲第6号証 公開質問状に対する回答について(3枚)
- 甲第7号証 一般社団法人静岡県バスケットボール協会について記した書面(2枚)

3 請求の要件審査

監査の実施に当たり、本件措置請求が地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条に規定する要件に適合しているか否かについて審査を行った。

請求人は、措置請求書に記載された場所に住所を有している。また、本件措置請求は平成28年度競技力向上対策事業費補助金の交付という財務会計上の行為に係るものであり、その他の所定の要件も具備していると認められるので、平成29年7月11日に本請求を受理することを決定した。

4 用語の略称

次頁の「第3 監査の実施」以降の記述のうち、下表の用語欄に記載されている名称等については、次頁の「県文化・観光部スポーツ局スポーツ振興課に対する求釈明の申立」、「静岡県職員措置請求に対する意見書」、「意見書」、「県文化・観光部スポーツ局スポーツ振興課に対する求釈明の申立への回答」及び「第4 監査の結果」の1(1)エ『平成29年5月16日 旧協会会長代行からの「静岡県より受けた是正勧告に対する対応について」の報告内容』の表の中の記載を除き、下表の略称欄に記載した名称等で表記する。

用語	略称
任意団体 静岡県バスケットボール協会	旧協会
公益財団法人日本バスケットボール協会	J B A
静岡県バスケットボール協会規約	旧協会規約
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)	一般社団法人法
一般社団法人静岡県バスケットボール協会	新法人
一般社団法人静岡県バスケットボール協会定款	新法人定款
一般社団法人静岡県バスケットボール協会規約・規程	新法人規約・規程
任意団体 静岡県バスケットボール協会及び一般社団法人静岡県バスケットボール協会	県協会
地方自治法(昭和22年法律第67号)	自治法
静岡県補助金等交付規則(昭和31年静岡県規則第47号)	補助金等交付規則
競技力向上対策事業費補助金交付要綱	補助金交付要綱
平成28年度競技力向上対策事業費補助金	競技力向上対策事業費補助金
知事から県協会会長宛の通知(平成29年3月24日付けス振第454号)	是正勧告通知

第3 監査の実施

1 監査対象事項

競技力向上対策事業費補助金の交付に関し、自治法第242条第1項に規定する以下の事項を監査対象とした。

- ・「違法若しくは不当な公金の支出」は存在するか。
- ・「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」は存在するか。

2 監査対象機関

静岡県文化・観光部スポーツ局スポーツ振興課

3 請求人の証拠の提出及び陳述(要旨)

請求人に対して自治法第242条第7項の規定により陳述の機会を設けたところ、請求人は、平成29年7月24日に陳述を行った。陳述には同条第8項の規定により監査対象機関の立会いを認め、監査対象機関が立ち会った。

請求人は陳述に先立ち、次のような書面を提出した。

監査46号
静岡県代表監査委員 青木清高 殿
請求人代理人弁護士 藤森克美
県文化・観光部スポーツ局スポーツ振興課に対する求釈明の申立
1 (1) 同課は前々回請求事件(2016年12月12日付け受付、監査第52-2号)において、県バスケットボール協会(以下S B B Aと称す)の財務担当者N氏(2017年2月4日(土)午前9時30分ころ清水区島崎町地内清水漁港江尻12号岸壁付近から車両ごと転落し、消防隊により救出されるも、同日死亡)から事情聴取を受けたことの有無、
(2) 有りとすれば、①その日時、②聴取内容、③聴取記録の有無
2 同じく、
(1) 同課は、同人の死亡後、同人の死亡原因(①単なる事故なのか、②自殺なのか、③刑法202条の自殺を教唆した人物がいたのか)を調査したことの有無
(2) 有りとすれば、①その日時、②調査対象、③判明した事実の有無とその内容

(注) 申立原文に即して記載したが、Nについては、原文では実名が記載されている。

申立には、次の書面が添付されていた(内容は省略)。

甲第8号証 フローチャートの図(1枚)

甲第9号証-1 静岡県バスケットボール協会に関する住民監査請求 聴取記録(5枚)

- 甲第9号証-2 静岡県バスケットボール協会に関する住民監査請求 電話記録 (2枚)
- 甲第10号証-1 弁護士法第23条の2に基づく照会について (回答) (1枚)
- 甲第10号証-2 救急活動報告書 (1枚)
- 甲第10号証-3 消防部隊活動報告書 (1枚)
- 甲第10号証-4 消防部隊活動報告書 (1枚)
- 甲第10号証-5 消防部隊活動報告書 (1枚)
- 甲第10号証-6 消防部隊活動報告書 (1枚)
- 甲第10号証-7 消防部隊活動報告書 (1枚)
- 甲第10号証-8 消防部隊活動報告書 (1枚)

陳述では、「措置請求書」に沿って陳述がなされるとともに、次のような意見等が補足された。
(意見等)

- ・ 今回の住民監査請求の対象は、競技力向上対策事業費補助金の交付に関して、新法人に返還請求を求めることである。交付した補助金の返還とこれから交付するものは交付の差し止めを求める。
- ・ 県協会が任意団体から一般社団法人になり、解散前の任意団体の財産を一般社団法人に帰属させたら、なし崩し的に使われてしまう。疑いのあるお金は別にしなさいというのは当然の理屈である。
- ・ 任意団体の時に不正にためたお金を全然解明しようとしていない人達が一般社団法人になった新法人の執行部で首脳陣を全部固めている。そういう人達が不正にためたお金の調査を続けることはあり得ない。
- ・ 一般社団法人法に役員が損害賠償責任の規定があるが、それは法人が設立してから後の執行に関する損害賠償責任である。私は、法人化前のことを問題にしている。新法人では任意団体から引継いだ財産を、法人の財産と混同して使うという考え方なので、そういう法の条文に意味はない。
- ・ 県は、旧協会の全ての運営状況を監視するのではなく、補助金が適正に運用されていることの監視が本来の仕事であると理解している。
- ・ 任意団体が一般社団法人になっても、任意団体の財産はペンディングにしておけばよい。すぐに旧組織から新組織に移管しなければならないとする議論は間違いである。
- ・ 監査対象機関は、ABC基金をJBAの勧告により費消しないとやっているが、JBAの処分通知書しかないのに、勧告と言い張ることは間違いである。
- ・ 措置請求書原本3ページ最後の行に、「本件」と記載があるが、ここの「件」の文字は「県」の記載誤りである。

同じく措置請求書原本5ページ上から4行目に記載のある方の名前の記載に誤りがある。甲第7号証に記載のある名前の記載が正しい。

- ・ 私が問題としているのは、過去にアジア女子バスケットボール大会に対しての補助金をもらって旧協会が不正にお金を蓄えたこと。今回の補助金を国体選手に使うことは否定していない。

4 監査対象機関の意見書の提出及び陳述（要旨）

監査対象機関からは、平成29年7月18日付けで次のような意見書が提出された。

<静岡県文化・観光部長名>

静岡県職員措置請求に対する意見書

1 補助事業者としての適正な事務の実施に係る是正勧告について

(1) 勧告の経緯

ア 静岡県バスケットボール協会（以下、県協会）に対し、平成7年度及び11年度に本県が交付したアジア女子バスケットボール大会に対する補助金処理の妥当性及び競技力向上対策補助金の交付補助団体としての運営体制の適切さについて調査を行った。

イ この結果、県協会において「静岡県バスケットボール協会規約」に反した会計処理や意思決定が行われ、また、平成22年度において使途不明となっている支出があるなど、不適切な事務執行の事実があることが判明した。

ウ このため、平成29年3月24日付ス振第454号「平成28年度競技力向上対策事業費補助金の補助事業者としての適正な事務の実施に係る勧告について（通知）」により、以下のとおりの是正措置を勧告し、是正の事実が認められるまで、補助金の交付確定を留保することを通知した。

(ア) 補助事業者として補助事業の適正な執行ができる体制の確保

(イ) 協会の規程に反した手続きによる会計処理及び意思決定の是正

(2) 勧告の背景

ア 今回、交付確定手続を留保した平成28年度「競技力向上対策事業費補助金」は、国体等の国内主要競技会や国際競技会に出場する選手の強化合宿や県外遠征等の費用など選手・指導者の活動を支援対象としたものである。

イ このため、標記補助金の交付確定手続を留保することにより、選手・指導者の活動に不安を生じさせ、競技力の向上に支障を及ぼすことを懸念したが、協会幹部の反目や、協会の運営に関して不適切な事務処理があることが判明したため、補助金の交付確定を留保し、補助事業者としての補助金の適正な執行を勧告した。

2 補助金の交付確定手続きの留保解除について

県協会から平成29年5月16日付で「静岡県より受けた是正勧告に対する対応について（報告）」が提出され、内容を検討した結果、以下のとおり勧告に対する是正措置が行われたことが認められるため、平成29年5月26日付ス振第133号「平成28年度競技力向上対策事業費補助金の交付確定手続きの留保解除について（通知）」により交付確定の留保を解除し、平成28年度補助金事業の交付手続を実施することとした。

(1) 補助事業者として補助事業の適正な執行ができる体制の確保について

人心一新が図られたもとで、平成 29 年 5 月 17 日に一般社団法人化したことにより、適正な執行体制の確保がなされたと判断できたこと。

- ・平成 7 年度及び 11 年度に本県が交付したアジア女子バスケットボール大会に対する補助金を不正に流用していたか否かを巡り協会内で反目していた会長、副会長、理事長、副理事長の 4 名と会計を監査する責任を負う監事 2 名も一新して新たな体制となったこと。
- ・一般社団法人化されたことにより法令に基づき、組織体制、団体の運営・管理に関する規律が明確化したこと。

(2) 協会の規程に反した手続きによる会計処理及び意思決定の是正について

- ・一般社団法人化による協会の財務規律の確保、意思決定に関するコンプライアンスの強化が図られると判断できたこと。
- ・一般社団法人化により正確な会計帳簿の作成と公告が義務付けられたこと。
- ・協会の会計処理について監事以外の公認会計士の定例的な指導を受けることとしたこと。
- ・一般社団法人化したことにより、社員総会、理事会等の機関の権限と意思決定の規律が厳格化された。

3 今後の対応について

- (1) 県協会は、平成 29 年 5 月 17 日に一般社団法人化されたばかりであるため、県としては、競技力向上対策事業費補助金はその目的を確実に達成するよう引き続き協会の運営を厳正に監視していく。
- (2) 基金造成経緯が不透明な A B C 基金問題については、日本バスケットボール協会（以下、J B A）から県協会に対して、J B A が指導・監督し、基金の形成、管理、使途等の調査が完了するまで基金を費消しないよう勧告していることから、県としては、この調査の経過及び結果を注視していく。

4 補助金の交付差止ないし支払い済みの補助金の返還請求について

- ・請求者は、県が県協会の使途不明金を問題視し、2016 年度分補助金交付を留保し、同協会に対し是正を勧告したが、実際には会計処理、資金管理の具体的な是正を確認することなく補助金交付の留保を解除したことは違法不当な公金支出としている。
- ・しかしながら、上記 1 のとおり、本件補助金が交付団体の組織の運営等の資金になるものではなく、国内主要競技会に出場する選手の強化合宿や県外遠征等の費用に充てられるものである上に、上記 2 のとおり「補助事業者として補助事業の適正な執行ができる体制の確保」及び「協会の規程に反した手続きによる会計処理及び意思決定の是正」という本県の勧告に対し、是正措置が行われ、協会として補助金の適正な執行の確保に対応した事実が認められていることから、請求者のいう補助金の交付差止ないし支払い済みの補助金の返還請求の主張は認められない。

5 結論

以上のことから、請求者の主張に基づいて必要な措置を行う事由は存在しない。

また、監査対象機関は、平成29年7月24日に自治法第242条第8項の規定に基づく陳述を行った。陳述には同項の規定により請求人の立会いを認め、請求人と請求人代理人が立ち会った。

陳述では上記の意見書に沿って陳述がなされるとともに、次のような意見等が補足された。
(意見等)

- 平成29年2月の住民監査請求による監査以降、平成7年度、平成11年度に県が交付したアジア女子バスケットボール大会に対する補助金に関し、返還請求できるか否かの視点に立ち、調査を行った。補助金を返還請求できるのは不当利得返還請求権と不法行為による損害賠償請求権である。現存する資料や求めた資料の中では、同補助金の目的外使用の事実が確認できず、時効10年ということがあるので、不当利得を理由とした返還は求められないと考えている。
また、不法行為による損害賠償請求については、20年の時効があり、平成7年度の補助金については時効が成立しているが、平成11年度については時効が成立していないので、損害賠償請求の可能性があったが、現存する資料では不法行為を立証できず、損害賠償を求められない。
- 旧協会のABC基金の問題と、競技力向上対策事業費補助金との関係については、基金の件は協会運営、同補助金については、国体等に向けた選手の強化活動、合宿や遠征等の経費ということで、直接の関係は認められない。
- 平成29年3月24日の是正勧告通知により、補助金の交付確定を留保したが、この通知に記載のある「判明した不適切な事務執行」とは大きく分けて3点ある。
1点目は、旧協会規約第11条の規定で、予算、決算等の重要事項を審議決定するのは代議員会とする規定があるが、ABC基金を含む各種基金について代議員会で報告、審議されていなかった。
2点目は、旧協会の会計年度については4月1日から3月31日までであるが、会計の決算報告は決算審議を経ずに翌年度末に行われていた。
3点目は、平成22年に定期預金から解約された1千万円が使途不明金になっている点である。
- 是正勧告通知に「補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認め難い…」と記載があるが、この条件とは、補助金等交付規則第13条に「交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付確定する」とあるので、これに照らし合わせて補助金交付先としてきちんと体制が整っているかどうかということを中心とした。今回は不適切な経理事務執行等々の確認がされたので、まずはその改善を図っていただくということを念頭に、「認めがたい」という表現で通知した。何か特別な条件を付したわけではない。
- 是正勧告通知において、旧協会からの報告期限を4月10日としたが、執行ができる体制の確保等がされていなかったということで、期限内に報告はなかったが、その後も是正措置内容を旧協会に確認していく中で、協会内で執行体制が変わり、かつ一般社団法人化に向けて理事会・代議員会

が開かれ、体制整備が進み、5月16日に旧協会から是正勧告への対応の報告があった。

- ・ 一般社団法人化したことで組織体制、団体の運営・管理に関する規律が明確化したことの具体例として、一般社団法人法に基づき、社員総会については、最高意思決定機関としての位置づけができ、その権限が明確化したことや、理事会の位置づけや権限が明確化したことが考えられる。

役員の実任については、一般社団法人法の中に、役員が業務を怠った場合は損害賠償の責任を負うという規定があり、そういう結果からも役員の実任が明確化したと考えられる。

- ・ 財務規律については、一般社団法人法において、正確な会計帳簿を作成するよう指示されている。そのほかにも会計帳簿の提出命令、計算書類の監査、貸借対照表の公告、整備の規定があり、法令に定めたとおり帳簿・計算書類等の整備を行っている。
- ・ 県の任意調査では旧協会の使途不明金の使途は判明していない。使途不明金の件は、是正勧告通知において、不適切な事務執行の例としてあげたものであり、使途不明そのものについて、2点の勧告内容では、その使途の解明についてまで我々は求めていない。是正通知で求めたのはあくまでも事務執行体制についての改善である。今回、事務執行体制の改善が、一般社団法人化等されたことにより、勧告した2点については是正されたということで、補助金の留保解除をしたところである。
- ・ 4月13日JBAから旧協会に処分通知書とともに裁定委員会の答申書が送付され、その答申書の中に、「JBAが指導・監督し、上記調査が終了するまでの間、ABC基金を費消させない」という要望事項の記載があった。この意見を、旧協会側は「勧告」としてとらえ、ABC基金を費消せず凍結する旨の機関決定を行っている。

一方、JBA側も、この答申書に基づき5月下旬に直接、新法人へ指導に乗り出している。県においても、旧協会が「勧告」ととらえていることの是非についてJBA側に問い合わせた結果、「勧告」と解釈してよいとの回答を得ており、「勧告があった」と判断した。

- ・ 任意団体の決算処理については、旧協会規約第11条では決算審議を代議員会で行うとなっているが、会長一任で決算承認し、翌年度末に事後報告という形で行っていた。あとは、各種基金の報告がその報告に盛り込まれていなかった。
- ・ 新法人の第1回設立総会は平成29年6月10日に開かれた。その同日に旧協会が解散したと聞いている。
- ・ 使途不明金の使途の解明は、留保解除としての条件としていなかった。また、今回の補助金については、あくまでも選手強化のため、選手の競技力強化のためであり、旧協会運営に直接関わってくるものではない。よって、使途不明の解明云々にかかわらず、少なくとも県が是正勧告通知でお願いした2点の是正措置の内容に従って、体制整備が進んだことにより、留保を解除した。
- ・ 旧協会内において運営が停滞していた中、我々は補助金交付先としてきちんとした体制をとってほしいということもあり、それを促すためにあえて補助金交付を留保した。結果的に一般社団法人化され、体制が一新され、新法人が一枚岩となって運営されていった。
- ・ 監査対象機関に一般社団法人の監督権限はないが、補助金の使途についての指導権限はある。
- ・ JBAにABC基金を費消させないことの強制権はないと思う。ただし、JBAとしては上部組織として指導監督するという意識はある。新法人も、定款51条の中で、「協会はJBAに加盟し、

JBAの定款・諸規則やJBAからの指示、指令、命令、裁定を遵守する」という条項を定めている。そのような関係から、今回のJBAの指導について、旧協会は勧告として重く捉え、代議員会でABC基金を費消しないとする意思決定をしたものと理解している。

- ・ 今後、同様の事態が起きないよう、競技力向上対策事業費補助金の交付対象団体のうち、旧協会を除く40団体に対して、平成29年3月末から4月中旬にかけて個別に決算処理等のヒアリングを行ったところ、全て適切に行われていたことを確認した。
- ・ 請求人陳述の際に、請求者代理人から提出された書面「県文化・観光部スポーツ局スポーツ振興課に対する求釈明の申立」への対応については、内容を確認した上で監査委員に書面で回答する。

監査対象機関からの陳述終了後、監査委員から立会人に監査対象機関の陳述に対して意見があれば発言を許可するとしたところ、立会人である請求人代理人から次の「意見書」が提出された。

監査第46号

静岡県代表監査委員 青木清高 殿

2017年7月24日

請求人代理人弁護士 藤森克美

意見書

- 1 (1) 前回監査事件（監査第30号）に関連して、請求人代理人は、2017年6月6日、県教育委員会が2017年4月13日と17日に県バスケットボール協会（以下、SBBAという）の幹部の県立高校教員に対して聴き取りを行った記録の公文書開示請求を行った。
(2) これに対し聴取記録が提供されたのが甲9-1と-2であるが、正に全面ノリ弁当であって100%非開示であった。これでは県教委が真摯に調査しているか、いい加減な調査に終始していたのかを判断できない。質問内容からして県教委は真摯に質問しているが、当該教員が不誠実な答弁に終始しているかも県民（納税者）には判断できない。ノリ弁当対応は県教委は県民（納税者）が主権者であるという憲法違反を冒しているものであって、是正されるべきである。このような県教委の反憲法的調査を前提とした証拠資料に基づいた監査第30号事件の監査は到底説得力をもたないことは云うまでもない。
- 2 請求人代理人は今般弁護士法23条の2に基づく照会により①消防部隊活動報告書（写し）と②救急活動報告書（写し）を入手した（甲10の1～8）。
これらによるとN氏は2017年2月4日（土）午前9時30分ころ、清水漁港江尻12号岸壁から軽自動車で転落し、一旦は救出され市立清水病院へ搬送されたものの、間もなく同病院で死亡した（甲8-1）ことが判った。
- 3 ところで、N氏はD銀行の行員であって、長らくSBBAの会計担当者であって、本件2大会のお金の流れを知るキーパーソンであった。

従ってスポーツ振興課も前々回事件（監査第52－2号）において亡くなる2月4日の直前ころには同氏の事情聴取をしているはずである。

消防局の報告書だけでは、事故死なのか、自殺なのか、刑法202条の自殺を教唆した人物がいるのか請求人代理人には分らない。

スポーツ振興課の同人に対する事情聴取の内容、聴取時の同人の様子は公開して県民の社会的常識に基く判断を仰ぐべきである。

2月4日の同人の死を巡る事件についてスポ振興課は、同人の遺族や職場への調査をしたのであろうか。

同人の死で、臭いものに蓋で済ませて来たのではないか。同人の不自然な死は、同人の不正関与の疑いを募らせるものである。

- 4 2017年2月3日に出た監査第52－5号の監査結果19頁には「なお、県協会は内部調査を継続することとしており、監査対象機関（請求人代理人注、スポ振課のこと）は、引き続き、この内容調査の状況を見ながら、逐次任意の調査を実施することとしている」とあるが、約半年たった現在に至っても何らS B B Aからも調査は勿論のことスポ振からの調査の報告はない。

J B Aが強権を発揮してB会長・E副会長を追放し、F理事長側にいた人物たちで人事を固めたことで、公金詐欺事件の幕引きをしようとし、スポ振もそれに手を貸しているとした評価できない。監査委員は、県民（納税者）の立場に立って、調査を深め、監査結果を出されるよう求めるものである。

以上

(注) 意見書原文に即して記載したが、N、D、B、E及びFについては、原文では実名が記載されている。

平成29年7月24日の陳述の当日、請求者代理人から提出のあった「県文化・観光部スポーツ局スポーツ振興課に対する求釈明の申立」に対し、8月2日監査対象機関から次の書面の提出があった。

ス 振 第 251号

平成29年8月2日

静岡県代表監査委員 青木清高 様

静岡県文化・観光部スポーツ局スポーツ振興課長

県文化・観光部スポーツ局スポーツ振興課に対する求釈明の申立への回答

監査第46号により静岡県代表監査委員あてに提出されました申立に対して、下記のとおり回答します。

記

1 県バスケットボール協会財務担当者N氏への事情聴取について

(1) 事情聴取の有無

無

2 N氏の死亡原因について

(1) 死亡原因の調査の有無

無

(注) 回答書原文に即して記載したが、Nについては、原文では実名が記載されている。

5 監査対象機関への聞き取り（要旨）

平成29年7月13日、14日、18日及び21日に監査委員事務局が監査対象機関から聞き取りを行った。

上記4で記載したもの以外に聞き取った内容は以下のとおりである。

- (1) 旧協会の会計処理について、一般社団法人への移行に伴い、次のとおり改善されていることを確認した。
 - ・ 監査については、監事に加え公認会計士による監査を受ける。（新法人規約・規程第7章）
 - ・ 会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従う。（一般社団法人法第119条）
 - ・ 適時に、正確な会計帳簿を作成する。（同法第120条）
 - ・ 各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書）を作成する。（同法第123条第2項）
 - ・ 定時社員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告する。（同法第128条）
- (2) 競技力向上対策事業費補助金の交付事務と申請事務について、関係書類を確認したところ、財務規則、補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき、適正に行われていたことを確認した。

第4 監査の結果

1 認定した事実

監査の結果、認定した事実は次のとおりである。

(1) 競技力向上対策事業費補助金

ア 概要

国民体育大会、国内の主要競技会及び国際競技会に出場する静岡県の代表選手の競技力の向上を図るため、競技力向上対策事業を実施する競技団体等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。交付に関しては、補助金等交付規則、補助金交付要綱の定めるところによる。

イ 旧協会への補助金交付実績

事業の実績	<p>選手強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国体強化事業 <p>国体の出場候補選手を対象とした、日帰り練習、合宿、県外遠征の強化活動</p> <p>日帰り練習26回（成年男子8回、成年女子13回、少年男子5回）</p> <p>合宿2回（少年女子）</p> <p>県外遠征10回（少年男子9回、少年女子1回）</p> ・ジュニア育成・強化事業 <p>競技団体が選抜した選手を対象とした、日帰り練習、県外遠征の強化活動</p> <p>中学・高校合わせて 日帰り練習延べ76回、県外遠征5回</p>
総事業費	13,853,507円
補助額	8,277,000円（国体強化事業5,347,000円、ジュニア育成・強化事業2,930,000円）
補助金交付申請	（年月日）平成28年4月10日（金額）8,277,000円
概算払承認申請	（年月日）平成28年4月10日（金額）5,700,000円
交付決定	（年月日）平成28年4月20日（金額）8,277,000円
概算払承認	（年月日）平成28年4月20日（金額）5,700,000円
交付（概算払）	（年月日）平成28年8月31日（金額）5,700,000円
交付額確定の留保の通知	（年月日）平成29年3月24日
実績報告	（年月日）平成29年4月3日
交付額確定の留保解除の通知	（年月日）平成29年5月26日
交付額の確定	（年月日）平成29年5月26日（金額）8,277,000円
交付（精算払）	（年月日）平成29年5月31日（金額）2,577,000円

ウ 補助金交付額確定の留保と留保の解除

県は、旧協会に対し、平成7年度及び11年度に本県が交付したアジア女子バスケットボール大会に対する補助金の処理の妥当性及び競技力向上対策事業費補助金の交付先団体としての運営

体制の適切さについて調査を行った。

この結果、旧協会において旧協会規約に反した会計処理や意思決定が行われ、また、平成 22 年度において使途不明となっている支出があるなど、不適切な事務執行の事実があることが判明したため、平成 29 年 3 月 24 日の是正勧告通知により、以下のとおりの是正措置を勧告し、是正の事実が認められるまで、補助金の交付額確定を留保することを通知した。

- ・ 補助事業者として補助事業の適正な執行ができる体制の確保
- ・ 旧協会の規程に反した手続きによる会計処理及び意思決定の是正

是正措置の報告期限である 4 月 10 日までは旧協会から報告はなかったが、5 月 16 日に旧協会会長代行からは是正勧告に対する対応の報告があり、県は「補助事業者として補助事業の適正な執行ができる体制の確保」、及び「旧協会の規程に反した手続きによる会計処理及び意思決定の是正」が行われたと認め、5 月 26 日付けで補助金交付額確定の留保を解除し、5 月 31 日に留保していた補助金 2,577,000 円を旧協会に交付した。

エ 平成 29 年 5 月 16 日 旧協会会長代行からの「静岡県より受けた是正勧告に対する対応について」の報告内容

県が求めた是正措置の内容	県協会の対応
補助事業者として補助事業の適正な執行ができる体制の確保	<p>① JBA（日本バスケットボール協会）が会長、副会長、理事長に対し職務執行停止処分を行ったこと、会長、副会長、理事長が辞職したことに伴い、静岡県バスケットボール協会規約第 8 条に基づき、会長代行、理事長代りをたて協会の正常化を進めます。</p> <p>② 法人化することにより、ガバナンス体制を構築するとともに（新法人定款第 55 条）、財務の透明化・健全化を進めます。</p> <p>なお、法人化のスケジュールは表 2 ページ（添付略）のとおりであり、平成 29 年 6 月 10 日に新法人の設立総会を開催することを予定しております。</p>
協会の規程に反した手続きによる会計処理及び意思決定の是正	<p>① 平成 26 年度までは、ABC 基金を含む全ての資産について決算書に記載していませんでしたが、平成 28 年度決算書や新法人の決算書の貸借対照表や正味財産増減計算書に ABC 基金を含む全ての資産を記載することで財務の透明化・健全化を図ります。</p> <p>② JBA の勧告により ABC 基金を費消しないよう、JBA の指導監督のもと、不透明な資金の調査を完了するまで凍結します。</p> <p>③ 協会の会計は定期的に公認会計士の指示を仰ぎます。（新法人の規約・規定第 7 章財務・会計に明記）</p> <p>④ 協会事務局に新たに財務担当の事務局員を置き、会計処理の効率化を図るとともに会計のチェック機能を強化します。</p>

	協会の運営改善	<p>① 決算承認を会長に委任していたことを改め、平成 28 年度決算からは、静岡県バスケットボール協会規約第 11 条に基づき、代議員会において審議決定します。</p> <p>② 法人化に伴い総会を 6 月の定時総会と 3 月の臨時総会の年 2 回開催することとし、事業計画、予算、決算、人事が円滑に執行できるようにします。</p> <p>③ 静岡県を代表する唯一の団体として J B A に加盟し、J B A の定款・諸規定や J B A の指示・決定・裁定を遵守し、ガバナンス体制を構築します。(新法人定款第 51 条)</p> <p>④ 総会の議事は法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した代議員のうち指名された署名人 2 人が記名捺印し、保存します。(新法人定款第 19 条)</p>
--	---------	---

(注) この報告には、「組織の改善」「法人化までのスケジュール」「会計処理の改善」「協会運営の改善(スケジュール)」「旧任意団体の組織図(～2017 年 5 月)」「一般社団法人の組織図(2017 年 5 月～)」「事務局の改善」の資料が添付され、県協会の新旧の状況が示されている。

オ 競技力向上対策事業費補助金と旧協会の組織の運営経費との関係

競技力向上対策事業費補助金については、補助金交付要綱により、国内主要競技会に出場する選手の強化合宿や県外遠征等の経費が補助対象であり、旧協会の組織運営経費は補助対象ではない。

(2) 補助金等交付規則

補助金の交付に関して、次の定めがある。

(実績報告)

第 12 条 県費補助事業者等(略)は、知事の定めるところにより、県費補助事業等(略)が完了したとき(略)は、県費補助事業等(略)の成果を記載した実績報告書に知事の定める書類を添えて知事に報告しなければならない。県費補助金等(略)の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(以下略)

(交付額の確定等)

第 13 条 県費補助事業等(略)の完了又は廃止に係る県費補助事業等(略)の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る県費補助事業等(略)の成果が県費補助金等(略)の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき県費補助金等(略)の額を確定し、当該県費補助事業者等(略)に通知しなければならない。

(支払)

第 14 条 県費補助金等(略)の支払は、前条の規定による交付すべき県費補助金等(略)の額を

確定した後に、これを行うものとする。ただし、県費補助事業者等（略）は、県費補助金等（略）の交付の目的を達成するため特に必要があるときは、概算払（略）の請求をすることができる。

（決定の取消し）

第 16 条 知事は、県費補助事業者等について、次の各号のいずれかの事実が判明したときは、県費補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 県費補助金等の他の用途への使用をしたこと。
- (2) 県費補助事業等に関して県費補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反したこと。
- (3) 県費補助事業等に関して法令又はこれに基づく知事の処分に違反したこと。

（以下略）

（返還）

第 17 条 県費補助金等（略）の交付の決定を取り消した場合において、県費補助事業等（略）の当該取消に係る部分に関し、すでに、県費補助金等（略）が交付されているときは、期限を定めて返還させなければならない。

2 県費補助事業者等（略）に交付すべき県費補助金等（略）の額を確定した場合において、すでにその額をこえる県費補助金等（略）が交付されているときは、期限を定めて返還させなければならない。

（以下略）

(3) 補助金交付要綱

補助金の交付に関して、次の定めがある。

第 1 趣旨

知事は、国民体育大会、国内の主要競技会及び国際競技会に出場する静岡県の代表選手の競技力の向上を図るため、競技力向上対策事業を実施する競技団体（略）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、交付規則及びこの要綱の定めるところによる。

第 2 定義

（略）

第 3 補助の対象及び補助率

別表 1 のとおりとする。

（別表 1）

補助の対象				補助率
補助の区分	補助の内容	経費	補助事業者	
1 選手強化事業	(1) 国体強化 国体の出場候補選手を対象と	報償費、旅費、使用料、需用費、役務	競技団体 (別表 2 の	10 分の 10 以内

	した、県内日帰り練習、合宿、 県外遠征等の強化活動の実施	費、保険料及び負担 金とし、事業ごとに 実施要領で定める。	とおり) (添付略)	とし、 別に定 める額 を限度 とす る。
	(2) ジュニア育成・強化 競技団体が選抜した小中高校 生選手を対象にした次のいずれ かの強化活動の実施 ア トレセン方式 地区単位で選手を選抜して の日帰り練習、合宿等 地区選抜から、更に選手を 選抜した上位の県選抜の日帰 り練習、合宿等 イ 強化拠点方式 拠点となる地域・施設を指 定しての日帰り練習、合宿等 ウ 指定校・指定クラブ方式 学校・クラブを強化指定し ての合宿、遠征等 (以下略)	報償費、旅費、使用 料、需用費、役務費 及び保険料とし、事 業ごとに実施要領で 定める。		

第4以降 (略)

(4) 県協会

ア 概要

新法人定款によれば、静岡県におけるバスケットボール競技界を統轄し、代表する団体としてバスケットボールの普及及び振興を図り、もってバスケットボールを通じて県民の心身の健全な発展に寄与し、また豊かな人間性を涵養することを目的（第3条）とした団体で、バスケットボールの普及・振興のための事業、指導者・審判員の育成と養成の事業、バスケットボールの大会及び競技会の開催等の事業を行い（第4条）、正会員・賛助会員・名誉会員により構成（第5条）された一般社団法人であり、平成29年5月17日に登記を行い成立した。

なお、旧協会は任意団体として、競技会ならびに講習会等の開催、競技力向上ならびに競技規則審判の研究指導等の事業を行っていたが、一般社団法人への移行に伴い、平成29年6月10日に解散した。

イ 任意団体から一般社団法人への移行に伴う組織体制、団体運営・管理の変更

平成29年4月10日から14日までの間に、任意団体の会長・副会長と理事長の3名が辞任し、新たに会長代行と理事長代行が選任され、5月17日に一般社団法人が成立した。

一般社団法人の成立、組織、運営及び管理については、他の法律に特別の定めがある場合を除き、一般社団法人法の定めるところによる（同法第1条）。また、法人の設立に当たり、新法人定款が作成され、さらに、組織及び運営に関する規定として新法人規約・規程が作成された。旧協会は一般社団法人化に伴い、同法、新法人定款及び新法人規約・規程の適用を受けることとなり、(1)エに記載のとおり旧協会は組織、運営及び管理の体制を改めた。

ウ 監査対象機関との関係

監査対象機関は、旧協会の通常の運営に関しては、指導・助言する立場になく、旧協会の一般社団法人移行手続きにも関与していない。

2 判断

以上の認定した事実に基づき、本件措置請求について次のとおり判断する。

(1) 請求人の主張の整理

請求人の主張内容は、措置請求書や請求人の陳述から整理すると次のとおりである。

県は、旧協会の使途不明金を問題視し、競技力向上対策事業費補助金の交付額の確定を留保し、旧協会に対し是正を勧告したが、実際には会計処理、資金管理の具体的な是正を確認することなく補助金交付の留保を解除した。

よって、県が旧協会に対し補助金の交付を決定したことは違法不当な公金支出である。

(2) 判断の対象

是正勧告通知により交付額確定を留保した補助金について、交付額の確定をし、支払ったことについての是非を検討する。

(3) 競技力向上対策事業費補助金の交付額確定の留保解除

ア 交付額確定を留保した理由

県は、旧協会において旧協会規約に反した会計処理や意思決定が行われ、また、平成 22 年度において使途不明となっている支出があるなど、不適切な事務執行の事実があることが判明したためとして、平成 29 年 3 月 24 日付けの是正勧告通知により、以下の 2 点については是正措置を勧告し、是正の事実が認められるまで、競技力向上対策事業費補助金の交付額確定を留保することとした。

- ・ 補助事業者として補助事業の適正な執行ができる体制の確保
- ・ 旧協会の規程に反した手続きによる会計処理及び意思決定の是正

県は、不適切な事務執行の例として使途不明の支出があることに言及しているが、使途不明金の使途の解明については是正措置の内容としていない。

イ 旧協会の是正勧告への対応と県の対応

旧協会は、県に対し、5 月 16 日付けで 1 (1) エ記載のとおり是正勧告への対応の報告を行った。報告では、旧協会は反目していた役員や会計監査の責任者である監事の交代による新たな執行

体制への移行、任意団体から一般社団法人化することによるコンプライアンス体制の構築、ABC基金を含む全ての資産を決算書に記載し、社員総会等で決算承認を得るとする財務の透明化や健全化、決算承認を会計年度の翌年度6月の社員総会で承認する等数々の是正方針が示されている。また、是正内容は、旧協会として機関決定されており、一般社団法人法や一般社団法人化に伴い設けられる新法人定款、新法人規約・規程を根拠としている。

そして、この報告をもって、県は、旧協会では「補助事業者として補助事業の適正な執行ができる体制の確保」と「旧協会の規程に反した手続きによる会計処理及び意思決定の是正」が図られ事務執行体制が整ったと判断し、平成29年5月26日付けス振第133号にて旧協会に対し、競技力向上対策事業費補助金交付額確定の留保を解除することを通知した。

ウ 交付額確定の留保解除の妥当性

県が、旧協会の前記報告をもって、是正勧告通知に従った是正がなされたと判断し、交付額確定の留保を解除したことには合理性があり、妥当と考えられる。県の調査では使途不明金の使途は解明されていないとのことであるが、前記のとおり、使途不明金の解明は是正措置の内容とはされておらず、使途不明金の解明がなされないからといって勧告に応じた是正がなされていないとはいえない。また、県は、県の補助金等交付規則第13条に基づき、本件補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認め、交付額を確定したものである。

(4) 競技力向上対策事業費補助金の交付手続

競技力向上対策事業費補助金の交付決定から留保した補助額の交付までの一連の手続は、補助金等交付規則及び補助金交付要綱に従って適正に行われている。

(5) 自治法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当な公金の支出」は存在するか。

以上のとおり、競技力向上対策事業費補助金交付額確定の留保解除と交付手続の両面において、適正に行われているものと認められる。補助金等交付規則第16条第1項に規定する「県費補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる事実」も存在しない。したがって、旧協会へ同補助金交付額確定の留保を解除し、交付したことは、自治法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当な公金の支出」には当たらないと判断する。

(6) 自治法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」は存在するか。

(5)に記載したとおり、旧協会への競技力向上対策事業費補助金の交付については、違法若しくは不当な公金の支出に該当する事実は認められないことから、県には不当利得返還請求権は存在しないため、自治法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」も存在しない。

3 結論

以上により、県には「違法若しくは不当な公金の支出」及び「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」は存在しないので、請求人の主張に理由があると認めることはできず、本件措置請求は棄却

する。